

2020 1
JANUARY
No.495

共済だより
E-Life

長野県市町村職員共済組合 <http://www.nagano-kyosai.jp/>

P.24-25

◎ 休日はどこ行く *Nagano style*

東御市

contents

- P2 新年のごあいさつ
P4 【特集】3月末にご退職されるみなさんへ
・年金請求の手続き
・福祉事業の手続き
・医療保険制度の加入等
P12 災害給付・貸付
P18 標準報酬制 随時改定
P27 入学貸付・修学貸付

表紙写真：GMOアスリーツパーク湯の丸トラック

新年のごあいさつ

長野県市町村職員共済組合
理事長 花岡 利夫 (東御市長)



明けましておめでとうございます。

組合員ならびにご家族の皆様には、輝かしい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、平素より共済組合の事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、台風の豪雨等の災害により、県内各地で甚大な被害が発生しました。被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興をお祈りいたします。また、地域住民の生活を最優先にご尽力された組合員の皆様に深く敬意を表します。

さて、私たちを取り巻く社会保障制度につきましては、十分な社会保障財源を確保するため、昨年10月に消費税率10%の増税を行い、将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障の各分野で制度改革が行われているところであります。

年金制度につきましては、昨年は5年に一度の財政検証が行われ、結果を踏まえた次期年金制度改正に向けた議論で、被用者保険の適用拡大や就労期間の延伸による年金の確保・充実のための制度の見直し等が示されています。

共済組合では、制度改正に適切に対応し、正確かつ確実に年金業務を実施してまいります。年金制度の内容や仕組みにつきましては、皆様に関わりやすい内容で情報提供に努めてまいりたいと存じます。

短期給付事業につきましては、国民医療費は高

齢化の進展や医療の高度化等により伸びており、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に入り始める2022年度には高齢者医療への拠出金負担が急増することが見込まれています。令和2年度は介護保険制度の介護納付金について、報酬額に応じた負担とする「総報酬割」が全面的に行われることから負担の増額が懸念されるため、高齢化等の動向を注視し、適切な短期給付財源率等を設定してまいりたいと考えています。

保健事業につきましては、第2期データヘルス計画に基づき、組合員皆様の更なる健康保持増進、医療費の適正化を目的に、特定健康診査・特定保健指導の実施や人間ドック等各種検診料助成等の事業を、本組合の健康課題に即したのものとして効果的・効率的に実施してまいりますので、皆様には、各種事業を積極的にご利用いただき、健康の保持増進にお役立ていただきますようお願いいたします。

こうした状況下ではありますが、共済組合といたしましては、健全な事業運営に努めるとともに、様々な事業を通して皆様の健康の保持増進、生活の安定、福祉の向上のため、役職員一同、積極的に取り組んでまいります。

最後に、本年が皆様にとって実り多き一年となりますようご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

謹賀新年

理事長 花岡 利夫 (東御市長)
理事 (理事長職務代理者) 青木 悟 (下諏訪町長)
理事 柳田 清二 (佐久市長)
理事 竹節 義孝 (山ノ内町長)
理事 宮阪亜由美 (諏訪市)
理事 原 康博 (塩尻市)
理事 垣内 貴峰 (辰野町)
理事 荒岡 秀幸 (上松町)
監事 中村 明文 (学識経験者)
監事 藤巻 進 (軽井沢町長)
監事 宮澤 千早 (飯山市)

組合会議員 白鳥 孝 (伊那市長)
組合会議員 宮澤 宗弘 (安曇野市長)
組合会議員 小田切康彦 (宮田村長)
組合会議員 瀬戸 普 (王滝村長)
組合会議員 山村 弘 (坂城町長)
組合会議員 芝田 栄治 (長野市)
組合会議員 掛川 徹志 (小諸市)
組合会議員 篠原 道明 (茅野市)
組合会議員 中村 元徳 (東御市)
組合会議員 菊池千代美 (南牧村)
事務局長 寺沢 久 ほか職員一同

新年度が始まる前に確認を 被扶養者の資格確認調査にご協力ください

～ 卒業・進学・就職シーズン ～

共済組合では、3月末で高等学校、大学、専門学校などを卒業予定の被扶養者を対象に卒業後の資格確認調査を行います。卒業後、就職した場合は、速やかに「認定取消」の手続きを行ってください。

手続きが遅れますと、さかのぼって認定取消となり、取消日以降に共済組合の組合員被扶養者証を使用してかかった医療費等を全額返還していただくこととなります。例年このような事例が多く見受けられますので、十分ご注意ください。就職以外の方も状況に応じて異動の手続きが必要となります。

なお、引き続き認定となるのは「主として組合員の収入により生計を維持するもの」に限ります。

【提出書類】被扶養者調査回答・申告書^(注1)

高等学校・大学・専門学校などを卒業	4月以降の状況		判定	添付書類			
	➡	①就職する場合 ^(注2)	認定取消	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員被扶養者証 ●就職日の確認できる書類 (健康保険証の写し、採用通知書の写し、人事通知書の写し、給与支払等証明書等) 			
	➡	②アルバイト・パート等の収入がある場合 ^(注3)	月額 108,334円 以上の収入	認定取消	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員被扶養者証 ●雇用内容等の確認できる書類 (雇用契約書の写し、給与支払等証明書等) 		
			月額 108,334円 未満の収入	引き続き認定	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用内容等の確認できる書類 (雇用契約書の写し、給与支払等証明書等) 		
	➡	③進学・引き続き在学・進学浪人の場合	引き続き認定	<table border="1"> <tr> <td>4月以降 扶養手当の 支給あり</td> <td>●原則、添付書類はありません。</td> </tr> <tr> <td>4月以降 扶養手当の 支給なし</td> <td>●在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)に限ります。</td> </tr> </table>	4月以降 扶養手当の 支給あり	●原則、添付書類はありません。	4月以降 扶養手当の 支給なし
4月以降 扶養手当の 支給あり	●原則、添付書類はありません。						
4月以降 扶養手当の 支給なし	●在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)に限ります。						
➡	④求職活動・未就労で収入がない場合	引き続き認定	<table border="1"> <tr> <td>病気等により就労できない場合</td> <td>●診断書</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>●原則、添付書類はありません。</td> </tr> </table>	病気等により就労できない場合	●診断書	上記以外の場合	●原則、添付書類はありません。
病気等により就労できない場合	●診断書						
上記以外の場合	●原則、添付書類はありません。						

組合員と別居の場合は、生計費の送金事実と送金額の確認できる書類を添付ください。(ただし、学生であることが確認できる子のみ、送金事実と送金額の確認できる書類の添付は省略できます。)

(注1)『被扶養者調査回答・申告書』は、3月に所属所の共済組合担当課を経由して対象となる方に配付します。

(注2) 就職先で、健康保険に未加入の場合であっても、月収が108,334円以上のときは、就職した日から認定取消となります。(研修期間中のみ健康保険未加入の場合も同様です。)

(注3) ②のケースは学生、通信制、夜間の学生、進学浪人の方も対象となります。

また、学生でアルバイト等の月収が108,334円未満の場合は、②③に該当する書類をそれぞれ提出してください。

※上記の表は一般的な事例のため、該当にならないケースや不明な点は、所属所の共済組合担当課又は共済組合資格管理課審査担当まで照会願います。

※通信制など(全日制でない学生)の場合、就労条件により引き続き被扶養者として認定できないケースがあります。

※調査対象でない方でも、就職等により被扶養者に異動のある方は、速やかに手続きを行ってください。

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

3月末にご退職されるみなさんへ

◎ 老齢厚生年金等の年金請求手続について ◎

昭和34年4月2日以降に生まれた方の特別支給の老齢厚生年金及び退職共済年金(経過的職域加算額)の支給開始年齢は、次の表のとおり一般組合員の場合64歳以降となることから、3月末に退職される方の多くは請求手続までに期間があることとなります。

今回は、支給開始年齢到達時の年金請求手続、老齢厚生年金等の支給要件としくみについてご案内します。

●支給開始年齢

一般組合員	
生年月日	支給開始年齢
S34.4.2 ~ S36.4.1	64歳
S36.4.2 ~	65歳

特定消防組合員※			支給開始年齢
生年月日			
S34.4.2	~	S36.4.1	61歳
S36.4.2	~	S38.4.1	62歳
S38.4.2	~	S40.4.1	63歳
S40.4.2	~	S42.4.1	64歳
S42.4.2	~		65歳

※「特定消防組合員」とは、退職時又は60歳時点まで消防司令以下の消防職員として引き続き20年以上在職していた組合員をいいます。

●支給要件

次の条件を満たした場合に支給されます。

特別支給の老齢厚生年金

- ①60歳以上であること(支給開始年齢は、上表を参照)
- ②1年以上の組合員期間があること(民間会社等の厚生年金加入期間も合算)
- ③組合員期間等(組合員期間のほか、国民年金などの公的年金制度への加入期間)が10年以上あること

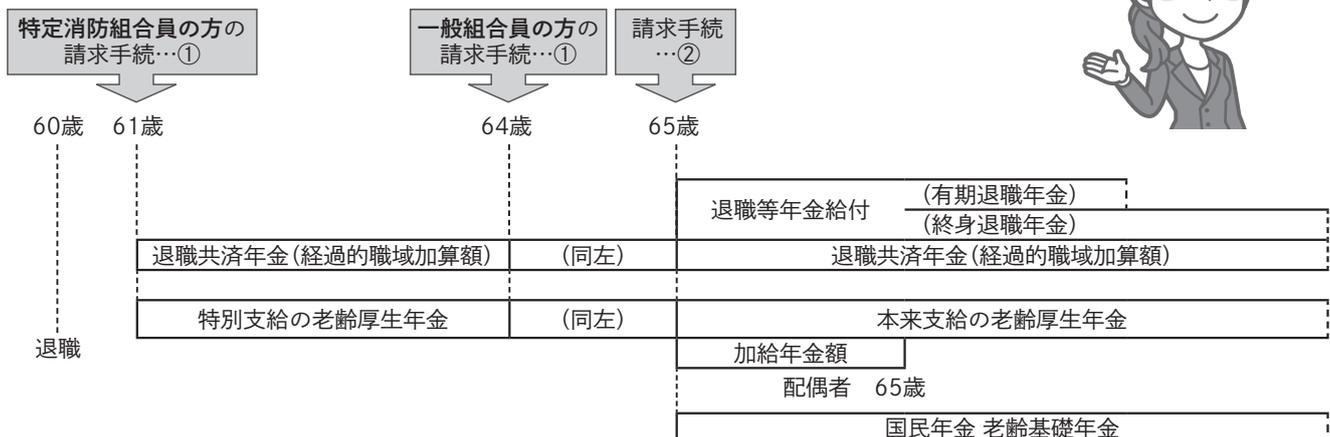
退職共済年金(経過的職域加算額)

- ①平成27年9月以前に引き続き組合員期間が1年以上あること(平成27年10月をまたいで引き続き1年以上の組合員期間を有する場合は、平成27年9月以前の期間が1年未満でも該当します。)
- ②上記「特別支給の老齢厚生年金」の支給要件を満たすこと

●老齢厚生年金等の請求手続

○請求例

【S34.4.2~S36.4.1生まれの方】



①自身の住所に送付される請求書により特別支給の老齢厚生年金等の請求を行います。

退職した方へは自身の住所に、在職中の方へは所属所経由で請求書をお送りします。

受給権発生時点までの組合員期間を算定基礎として老齢厚生年金の額の決定を行います。

併せて、65歳から加算される加給年金額の対象となる方の認定を行います。

また、平成27年9月までの組合員期間を算定基礎として退職共済年金(経過的職域加算額)の額の決定を行います。

請求書等は支給開始年齢に到達する前に送付されますので、手続方法に関する詳細については送付された請求書等でご確認ください。

②自身の住所に送付される請求書により本来支給の老齢厚生年金等の請求を行います。

65歳になると、それまでの特別支給の老齢厚生年金等は消滅しますので、新たに本来支給の老齢厚生年金を、請求していただきます。

また、退職等年金給付(有期退職年金及び終身退職年金)の請求もしていただきます。

請求書等は65歳到達前に送付されますので、手続方法に関する詳細については送付された請求書等でご確認ください、共済組合へご提出ください。

●老齢厚生年金等の繰上げ請求

特別支給の老齢厚生年金等の受給権発生年月日が61歳以降に引き上げられた方は、60歳以降、特別支給の老齢厚生年金等の支給開始年齢に達する前に、繰り上げて受給することができます。

その場合は老齢基礎年金の繰上げ請求も同時に行うこととされています。

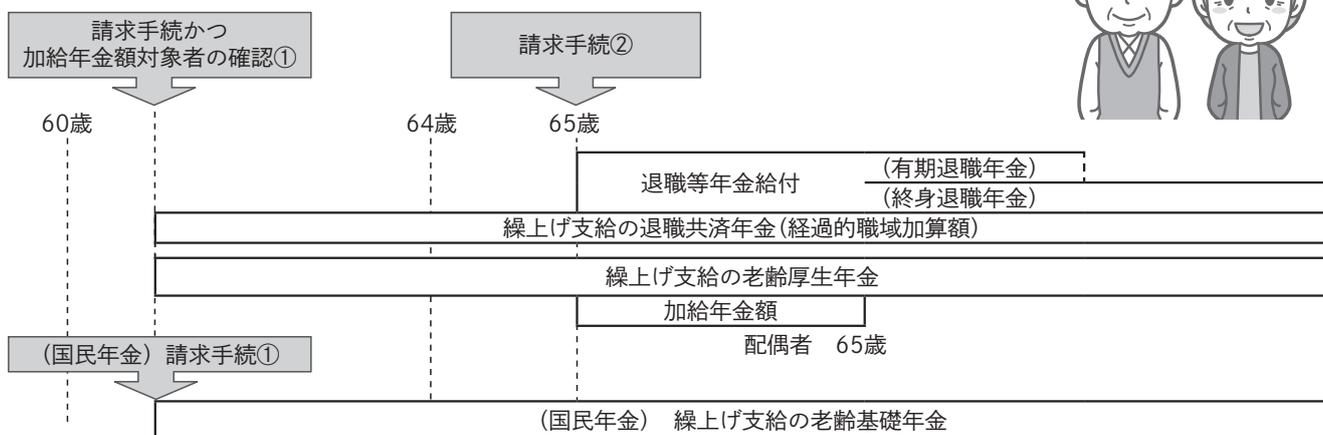
なお、繰上げ請求をした場合は、繰上げ請求月から支給開始年齢になる前月までの月数の1月につき0.5%減額され、その減額は生涯続き、取消、変更はできません。

また、在職中に繰上げ請求を行った場合、老齢厚生年金等は給与所得との調整等により原則全額停止となりますので、繰上げ請求を行う際はご注意ください。

繰上げ請求をする場合は、共済組合にお問い合わせください。

○請求例

【S34.4.2～S36.4.1生まれの一般組合員の場合】



①共済組合に備え付けの繰上げ請求書等により繰上げ支給の老齢厚生年金等の請求を行います。

繰上げ請求書等が共済組合に提出された日の属する月の前月までの組合員期間を算定基礎として繰上げ支給の老齢厚生年金の額及び平成27年9月までの組合員期間を算定基礎として繰上げ支給の退職共済年金(経過的職域加算額)の額の決定を行います。

②共済組合から送付の請求書により退職等年金給付の請求を行います。

退職等年金給付は、老齢厚生年金(2階部分)と切り離された独自の給付であるため、老齢厚生年金の繰上げ請求と同時に行う必要はありません。

◎ 福祉事業をご利用の方へ ◎

福祉事業〈貸付・ライフサポート年金〉の退職に伴う手続

◆ 貸付事業をご利用の方

退職時において貸付金の残高がある方は、未償還貸付金を全額償還していただくこととなります。

償還方法については、退職手当からの控除となります。(退職手当の額が未償還貸付金に満たない場合は、その差額をご本人に払い込みいただくこととなります。)

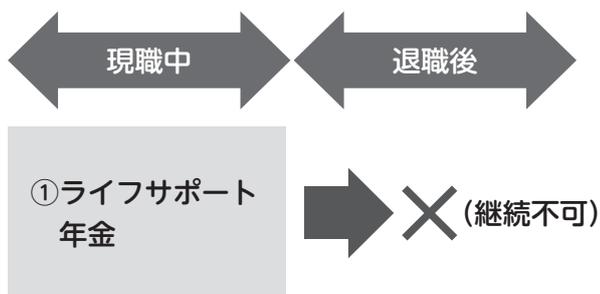
また、退職前に繰上げにより全額償還を希望される場合は、3月10日(火)までに共済組合へ申し出ください。

◆ ライフサポート年金にご加入の方

現在ご加入いただいているライフサポート年金は、退職に伴い脱退となりますが、退職後も保障を継続できる制度があります。

退職後制度の概要及び手続の流れは、次のとおりです。

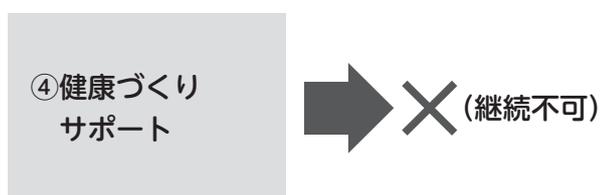
退職後制度の概要



		特長	払方
②退職後継続プラン	75歳	①退職後継続プラン 75歳までの死亡・高度障害時の保障 【退職日直前まで「退職後継続プラン」への加入が必要です。】	(新)年払 一括払 (一括前納)
③重病克服支援プラン	退職後重病克服支援プラン 80歳	②退職後重病克服支援プラン 80歳までの三大疾病【悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中】、三大疾病に4疾病を加えた7大疾病(※1)、上皮内新生物(※2)の保障 (※1) 7大疾病保障特約にご加入の方のみお支払いの対象となります。 (※2) がん・上皮内新生物保障特約にご加入の方のみお支払いの対象となります。 【退職日直前まで「重病克服支援プラン」への加入が必要です。】	新年払 一括払 (全期前納)

※年齢は保険年齢です。

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。



お手続きの流れ

① 退職後制度ご案内資料の配布

明治安田生命よりご自宅宛てに資料を送付いたします。同封の返信用封筒にて「意思確認用紙」を明治安田生命宛てご提出ください。

【送付資料】

- 「意思確認用紙」※令和元年10月更新時のご加入内容をもとに作成しております。
- 「ライフサポート年金」退職後制度の手引き
- 「退職後継続プラン」パンフレット ※加入者のみ
- 「退職後重病克服支援プラン」パンフレット ※加入者のみ
- 「意思確認用紙」返信用封筒

再任用の場合

令和2年4月に再任用となり、引き続き組合員資格を有する方につきましては、現在ご加入いただいている「ライフサポート年金」等についてそのままご継続いただきます。

② 「意思確認用紙」の提出 ※意思確認用紙については、加入(継続)の有無にかかわらず全員提出願います。(再任用職員除く。)

「意思確認用紙」ご提出後、「契約申込書」等必要書類一式を明治安田ライフプランセンター(株)よりご自宅宛てに送付いたします。「契約申込書」等を同封の返信用封筒にて明治安田ライフプランセンター(株)宛てご提出ください。

【送付資料】

- 契約申込書 ●約款 ●口座振替用紙((新)年払を選択された場合のみ)など

締切

令和2年3月6日(金)

③ 「契約申込書」の提出

ご加入内容によって必要書類が異なりますのでご注意ください。「契約申込書」等必要書類のご提出後、保険料の振込案内を明治安田ライフプランセンター(株)よりご自宅宛てに送付いたします。

締切

令和2年3月27日(金)

④ 退職後制度「保険料」の送金

- 「退職後継続プラン」 ⇒ 明治安田ライフプランセンター宛て
- 「退職後重病克服支援プラン」 ⇒ 明治安田ライフプランセンター宛て

締切

令和2年4月27日(月)

⑤ 「退職後制度」令和2年5月1日保障開始

保険証券はご契約成立後(令和2年5月中旬～下旬)ご自宅宛てに送付いたします。

MY-A-19-他-008398
MYLP-他-19-健サ-016

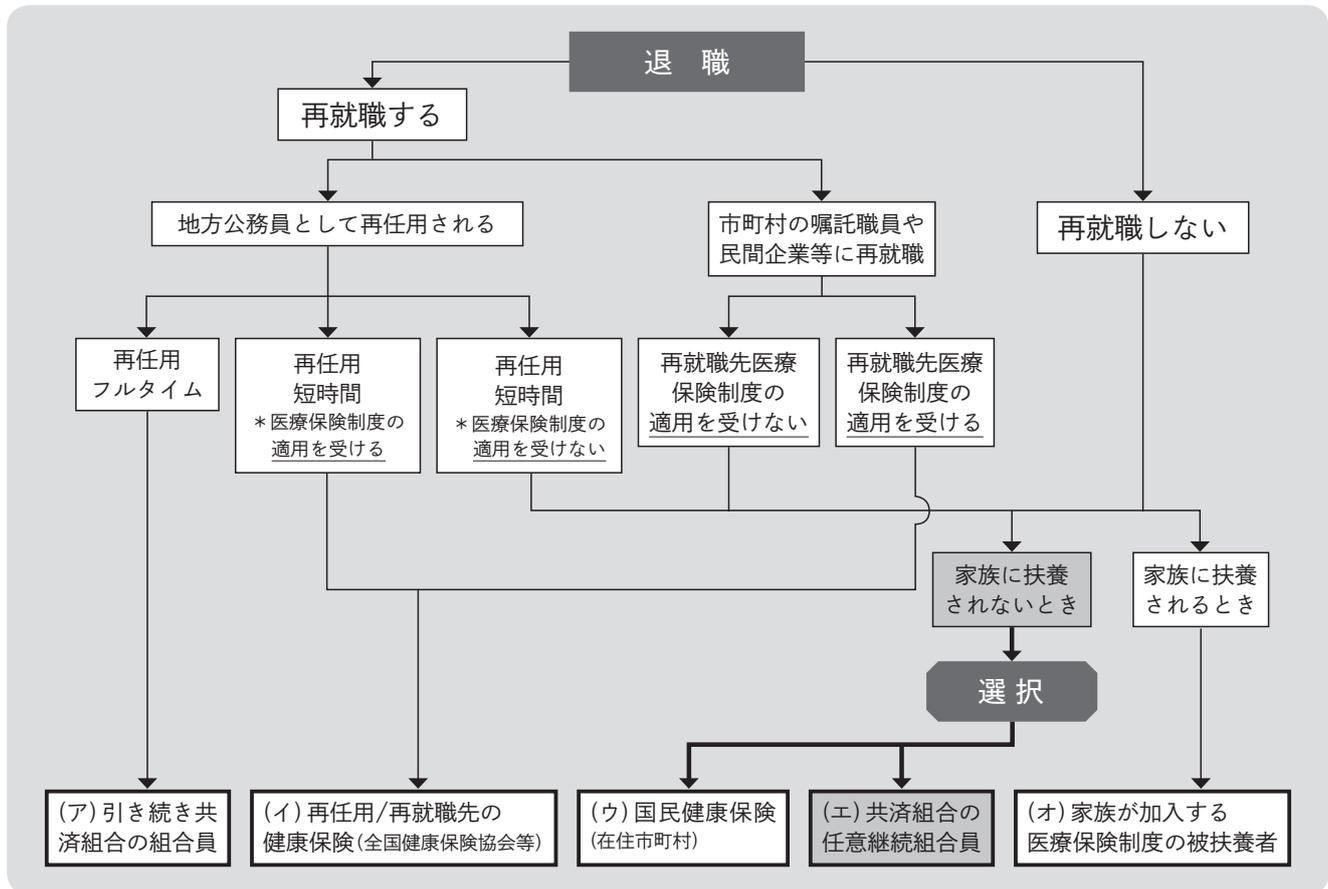
お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

◎ 退職後の医療保険制度について ◎

1 退職後の医療保険制度の加入等について

退職すると、組合員資格は退職日の翌日に喪失し、被扶養者に認定されているご家族も被扶養者認定が取消になりますので、次の(ア)～(オ)の医療保険制度に加入することになります。



(ア) 組合員証及び被扶養者証等は再任用(フルタイム)後もそのまま使用してください。

(イ) 健康保険等の被保険者(強制加入)

再任用・再就職先で健康保険に加入できるか、事前に事業所等にご確認ください。

(ウ) 国民健康保険の被保険者

共済組合の任意継続組合員制度と市町村の国民健康保険のいずれかを選択することとなります。任意継続掛金と国保税(保険料)の金額等を事前に確認し、選択するときの参考にしてください。(国保税(保険料)の金額や制度については、在住の市町村国民健康保険担当課に照会してください。)

(エ) 共済組合の任意継続組合員(2の「任意継続組合員制度とは」参照)

(オ) ご家族の被扶養者

年収130万円未満(60歳以上の公的年金等受給者又は障害給付の年金受給者は180万円未満)であることその他、各健康保険組合独自の認定基準がありますので、被扶養者になれるか、ご家族が加入している健康保険組合等へご確認ください。

お願い…組合員証等の返納は速やかに!!

退職日の翌日から、現在お持ちの「組合員証」は使用できませんので、退職後速やかに所属所の共済組合担当課を経由して共済組合へ返納してください。

なお、その際には被扶養者として認定されているご家族全員の「組合員被扶養者証」も忘れずに返納してください。

* 組合員証等には「高齢受給者証」「限度額適用認定証」及び「特定疾病療養受療証」を含みます。

2 任意継続組合員制度とは

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方*が、その退職の日から20日以内に、引き続き短期給付と福祉事業の一部の適用を受けたい旨を共済組合に申し出し、掛金を払い込んだときは、任意継続組合員として、本人及びその被扶養者について短期給付と福祉事業の一部について適用を受けることができます。

期間は最長2年間で、希望による中途資格喪失が可能です。

任意継続組合員の掛金については、以下のとおりです。

※ 退職日まで引き続き期間が1年と1日以上必要です

(1) 任意継続組合員の掛金

任意継続掛金には、医療等に係る短期任意継続掛金と介護保険制度に係る介護任意継続掛金（40歳以上65歳未満の方が該当）があり、次のとおり算出されます。

短期任意継続掛金(月額) = 標準報酬の月額 × 97.00/1000(令和元年度の率)

介護任意継続掛金(月額) = 標準報酬の月額 × 15.14/1000(令和元年度の率)

【注意1】 標準報酬の月額は次の①又は②のいずれか少ない額となります。

①退職時の標準報酬の月額

②令和元年9月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の標準報酬の月額の平均額

参考：令和元年度の平均標準報酬の月額 = 380,000円

【注意2】 任意継続掛金算定のための掛金率については、令和2年度の掛金率が未確定のため、令和元年度の任意継続掛金率を記載しています。

(2) 納入方法

「月払い」、「半年払い」、「年払い」の3通りで「半年払い」と「年払い」には、前納割引があります。

Point

- 任意継続組合員証は、任意継続掛金の入金を確認できた後に、払込月までの有効期限を記載して、届出されている住所へ送付します。
- 任意継続掛金の納入方法は、任意継続組合員資格取得申出時に選択していただきますが、**任意継続掛金の金額が「月払い」より有利で手間のかからない「年払い」か「半年払い」がおすすめです。**
- 就職や希望等により、年度の途中で任意継続組合員の資格を喪失した場合は、未経過月分の掛金は還付しますのでご安心ください。
- 有効期限を過ぎた任意継続組合員証等は必ず共済組合に返納してください。

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669



◎ 任意継続組合員となる方へ ◎

引き続き利用できる保健事業について

以下のとおり、現職時と同様の内容にて引き続き利用できます。各種申請等の窓口は共済組合になります。

各種検診料等の助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 人間ドック・脳ドック・総合ガン・婦人ガン・肺ガン検診、眼底・便潜血反応検査、歯科健康診査、インフルエンザ予防接種費用について、各検診等年一回に限り助成します。 ● 各検診の助成申請手続については、共済組合までご連絡ください。また、検診機関等については、ホームページからもご確認できます。
施設利用の助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 共済組合が契約している宿泊施設に宿泊した場合に、一泊2,500円を助成します。なお、ご利用を希望される方は、利用助成券の発行申請が必要となりますので、共済組合までご連絡ください。(毎年度1人5枚限りとなります)
特定健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月上旬に40歳以上75歳未満の方(被扶養者を含む)を対象としてご自宅に特定健康診査受診券をご案内しています。健診料金は全額共済組合が負担しますので、受診券がお手元に届きましたら、是非ご活用ください。
特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査の判定結果(メタボリックシンドロームの度合い等)により対象となった方には特定保健指導利用券を随時ご自宅にご案内しております。保健指導の利用料金については、全額共済組合が負担します。

※これらの助成等は全て任意継続組合員及びその被扶養者に対して適用されます。

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

◎ 退職後も受けられる給付 ◎

退職後(任意継続組合員にならなかった場合)であっても、在職中と同様に請求することにより受けることのできる短期の給付は次のとおりです。ただし、退職後に加入することになった他の健康保険組合などから同一の事由に対して給付を受ける場合には重複して受けることはできません。

- ① 出産費：1年以上組合員であった方が退職後6か月以内に出産した場合
- ② 埋葬料：退職後3か月以内に死亡した場合
- ③ 傷病手当金：1年以上組合員であった方が退職した際に傷病手当金を受けている場合は支給期間終了まで
- ④ 出産手当金：1年以上組合員であった方が退職した際に出産手当金を受けている場合は支給期間終了まで

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651



被扶養者認定講座

組合員被扶養者証を紛失した場合や、盗難にあった場合はどうすればよいですか？

Q 被扶養者である妻が、組合員被扶養者証を紛失してしまいました。どうしたらよいでしょうか？また、もし盗難にあった場合はどうすればよいですか？

A 組合員証及び組合員被扶養者証は、損傷も含め再交付をします。お勤め先の共済組合担当課を通して『組合員証等再交付申請書』を提出してください。組合員証等はキャッシュカードなどのようにその効力を停止できません。共済組合では組合員証等の紛失・盗難等による責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承ください。保管・管理には十分注意してください。

また、盗難の場合などは悪用されるおそれがありますので、警察に届けるなどの手続を行ってください。

「組合員証等再交付申請書」は共済組合ホームページ各種給付申請様式よりダウンロードできます。

組合員証等は大切に保管しましょう!!

組合員証等は、保険医療機関で保険診療を受けるための証明書です。紛失による再交付申請が増加していますので、管理・保管には十分注意してください!!

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

みなさんの医療費は!?

医療費統計 vol.53

1件当たり日数と1日当たり医療費の経年変化について

共済組合では、平成30年度から第2期データヘルス計画を推進しており、共済組合が保有するレセプト(診療報酬明細書)や特定健康診査結果などのデータを活用し、さまざまな分析を実施しています。

この中から、今回は1件当たり日数と1日当たり医療費の経年変化についてご紹介します。

1 1件当たり日数の経年変化

1件当たり日数は、一つの疾病の治療のために医療機関に通った日数(又は、入院した日数)を表し、診療実日数をレセプト枚数で割ったものです。入院の1件当たり日数が多ければ概ね入院期間が長く、外来の1件当たり日数が多ければ通院頻度が高いものと考えられます。当共済組合の1件当たり日数の変化を2014年度から見ると、2017年度から2018年度にかけて入院がわずかに増加していますが、全体として減少傾向にあります。

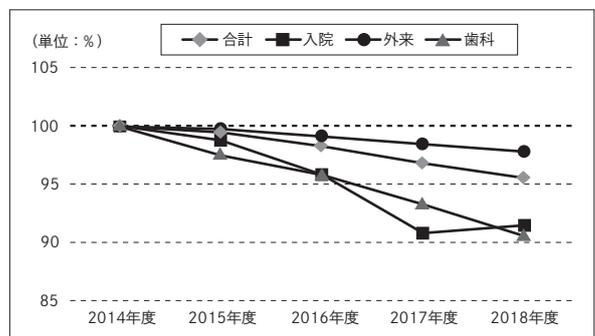
●1件当たり日数の推移

全体(組合員・被扶養者)

(単位:日)

	1件当たり日数				
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
合計	1.54	1.54	1.52	1.49	1.48
入院	10.34	10.22	9.91	9.40	9.46
外来	1.37	1.37	1.36	1.35	1.34
歯科	1.71	1.67	1.64	1.60	1.55

●2014年度を100%とした場合の1件当たり日数の推移



2 1日当たり医療費の経年変化

1日当たり医療費は、医療費の単価を表し、医療費を診療実日数で割ったものです。1日当たり医療費が高ければ、1回の診療あるいは1日の入院でかかる費用が高いものと考えられます。当共済組合の1日当たり医療費の変化を2014年度から見ると、2014年度から2015年度にかけて入院がわずかに減少しましたが、全体として増加傾向にあります。

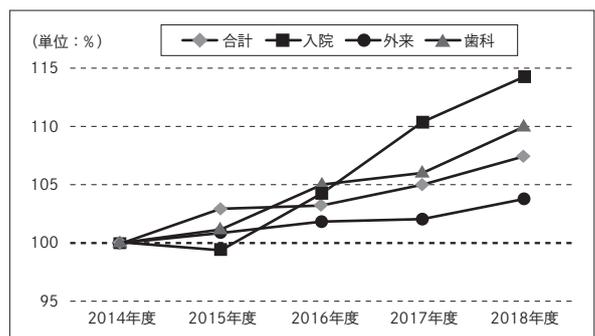
●1日当たり医療費の推移

全体(組合員・被扶養者)

(単位:円)

	1日当たり医療費				
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
合計	12,505	12,875	12,912	13,132	13,442
入院	44,793	44,578	46,685	49,443	51,188
外来	7,209	7,281	7,345	7,361	7,485
歯科	5,965	6,035	6,277	6,333	6,570

●2014年度を100%とした場合の1日当たり医療費の推移



1件当たり日数が短く、1日当たり医療費が高くなっている背景には、医療技術の進歩と政府による医療費適正化が考えられます。

医療技術の進歩については、例えば内視鏡手術や腹腔鏡手術など、開腹手術よりも患者への負担が少ない手術が普及してきたことにより、術後の回復に長期間の入院を必要としなくなったことが挙げられます。

また、政府による医療費適正化政策については、第一期医療費適正化計画(平成20年4月施行)において、入院患者の平均在院日数を減らすよう数値目標を定める、といった行政の取組みなどが挙げられます。

当共済組合の1件当たり日数と1日当たり医療費の動向についても、この背景と連動していると考えられますが、医療費適正化のため、日頃からの健康管理を心がけていただき、**適正な受診・治療等**に引き続きご協力をお願いします。

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

令和元年台風第19号で被災した組合員等に係る 災害見舞金及び一部負担金等の取扱いについて

このたびの台風第19号による災害について、災害見舞金及び一部負担金等の取扱いを次のとおり取りまとめました。

これらの取扱いは、台風第19号による被害の甚大さに鑑み、通常の見舞金を一部変更しています。

1. 災害見舞金について

◆ 災害見舞金の支給基準等について

〔支給対象〕

令和元年台風第19号(以下「台風19号」という。)により、組合員及びその被扶養者が居住している住居又は家財に3分の1以上の損害(盗難を除く。)を受けたときに災害見舞金の支給対象とします。

〔住居について〕

住居とは

- ・現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公営住宅、借家、借間等の別を問いません。

ただし、普段使用していない別棟の離れ屋、物置、門及び塀は住居に含みません。

〔家財について〕

家財とは

- ・住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいい、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産、現金、預貯金、有価証券等は含みません。

◎組合員とその被扶養者が別居している場合は、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取り扱います。

◆ 給付額

損害の程度に応じて、住居・家財のそれぞれにつき別個に下表を適用して算定した月数を合算した月数(最高3月)を標準報酬月額に乗じて得た額を支給します。

損害の程度	月数
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3月
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	2月
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	1月
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	0.5月



〔平屋建家屋に係る支給額〕

浸水により平屋建の家屋(家財を含む。)が損害を受けた場合は、その損害の程度の認定が困難な場合に限り、住居及び家財の損害を区別することなく次の外形的標準により取り扱います。

浸水の程度	支給月数
床上 30センチメートル以上	0.5月
床上 120センチメートル以上	1月

※上記の損害認定基準は地方公務員等共済組合法運用方針で定められており、平屋建家屋の場合に適用することとされていますが、台風19号による被害の甚大さに鑑み、2階建の家屋についても適用することとします。

◆ 請求手続

「災害見舞金請求書」等に必要書類を添付のうえ、共済組合へ提出してください。

<損害区分別の提出書類一覧表>

○…必要、×…不要

必要書類等	り災証明書の住居の損害程度			備 考
	全壊	大規模半壊 及び半壊	一部損壊等	
災害見舞金請求書	○	○	○	
災害見舞金支給調査書	○	○	○	
り災証明書	○	○	○	
損害箇所のわかる写真	○	○	○	できれば多方面から、複数枚
被災住居の平面図	○	○	○	「全壊」を除いて、被災箇所を朱書きで示してください
住居の修理に要した費用の見積書	×	×	○	
被災時の固定資産税評価調書	×	×	○	
家財全部の明細(り災状況)	○ ^{※1}	○	○	家財に損害を受けた場合に必要 ※1 り災証明書で家財の全損がわかる場合は不要です

※災害見舞金請求書中の「り災証明欄」に証明がある場合は、り災証明書は不要です。

※「災害見舞金請求書」、「災害見舞金支給調査書」及び「家財全部の明細(り災状況)」は、共済組合ホームページから印刷することができます。

2. 災害見舞品について

災害見舞金の支給を受けた組合員のうち次の要件に該当する場合は、災害見舞品として生活必需品の購入費用が支給されます。

(1) 要件及び支給額

要 件	支 給 額
災害見舞金の算定の基礎となった給付月数が2月以上の場合	50,000 円
災害見舞金の算定の基礎となった給付月数が2月未満で、災害救助法が適用される災害（台風19号による災害）が要因であった場合	30,000 円

(2) 請求手続

当該見舞品については、災害見舞金の請求をもって請求があったものとします。

3. 組合員証等について

(1) 組合員証等がない場合の保険医療機関等での受診

被災された組合員及びその被扶養者は、組合員証等がなくても保険医療機関等の窓口で氏名、生年月日、組合員であることを申し出ることにより保険診療を受けることができます。

(2) 組合員証等の再発行

被災により組合員証等を紛失した場合は、再交付申請書を共済組合へ提出してください。

4. 保険医療機関等での一部負担金等の徴収猶予について

共済組合では、台風19号で被災された組合員及びその被扶養者に対し、保健医療機関等で支払う一部負担金等(窓口負担額)の徴収猶予を行うことができることとなっており、その取扱いは以下のとおりです。

なお、保険医療機関等における一部負担金等の支払いについては、共済組合が組合員又はその被扶養者に代わって保険医療機関等に支払うとともに、徴収猶予期間終了後に当該組合員から一部負担金相当額を徴収することになります。

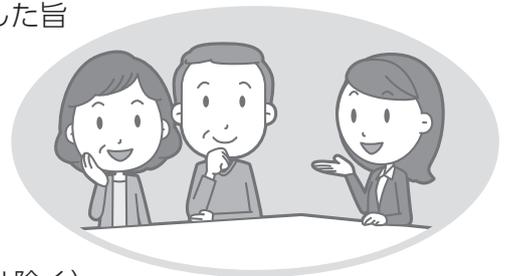
【対象者の要件】

次の①及び②のいずれにも該当する者

- ① 台風19号に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する共済組合の組合員又はその被扶養者。
※災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合も含む。
- ② 台風19号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ・組合員が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ・組合員の行方が不明である旨

【徴収を猶予する一部負担金等の範囲】

- ・一部負担金
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額
(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く)
- ・訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・家族療養費に係る自己負担額
(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く)
- ・家族訪問看護療養費に係る自己負担額



〔取扱いの期間〕

• 当面、令和2年1月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、令和2年1月末日まで徴収を猶予します。

※災害救助法の適用市町村は、内閣府ホームページをご確認ください。

※共済組合における一部負担金等の取扱いは、**〔猶予〕**です。

保険医療機関等により「免除」と説明を受けている場合があっても、徴収猶予期間終了後に該当組合員から一部負担金相当額を徴収します。

※一部負担金の徴収の猶予を希望しない場合は、その旨を保険医療機関等の窓口で伝えていただき、一部負担金をお支払いください。

5. 災害貸付について

災害貸付種類	災害家財貸付	災害住宅貸付	災害再貸付
貸付事由	組合員の家財に係る水震災害その他の非常災害及び盗難等による損害	組合員の住宅又は住宅の敷地に係る水震災害その他の非常災害による損害	住宅貸付等を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害（法の規定による災害給付の支給を受ける程度の損害に限る）
貸付時期	災害貸付は次の貸付時期に借入ができます。 ①住宅、住宅の敷地又は家財に係る貸付は災害見舞金の支給を受けた日から2年以内 ②盗難等に係る貸付は損害を受けた日から6月以内		
貸付限度額	給料の6月分に相当する金額 (200万円限度)	給料×組合員期間の区分に応じた月数 (1,800万円限度) *在宅介護対応住宅は300万円を限度とする額を加算	災害住宅貸付額の2倍 (1,900万円限度) *在宅介護対応住宅は300万円を限度とする額を加算
貸付単位	10万円を最低額とし5万円単位、50万円以上は10万円単位の貸付		
貸付利率	年0.93%（変動） ・令和元年10月から令和2年9月までの貸付利率 ・貸付利率は、退職等年金給付の「基準利率」に応じて変動します。		
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> • 貸付申込書（災害） 【家財・住宅】 • 災害箇所平面図 【住宅】 • 現場写真 【住宅】 • 市町村等が発行する災害証明書 【家財・住宅】 <li style="padding-left: 20px;">* 当共済組合から災害給付の支給を受ける場合は、 り災害証明書の提出は不要です • 被害額申立書 【家財】 • 印鑑登録証明書 【家財・住宅】 • 金融機関等の弁済額の確認できる書類 【家財・住宅】 • 申込時の給料月額の確認できる書類 【家財・住宅】 • その他、住宅貸付に準ずる書類 【住宅】 		



○令和元年台風第19号が「激甚災害」に指定されたことに伴う対応について

組合員が居住する住宅に係る災害住宅貸付及び災害再貸付については、3年を限度に元金の償還を猶予することができます。なお、元金猶予期間中の利率は年0.72%となり、当該期間が満了した翌月からは年0.93%となります。

ご注意ください!

償還額(他の金融機関からの借入れ分と共済組合からの既借入れ分の償還額を合わせた額。)が月収(給料月額)の100分の30、年収(給料月額)の16倍)の100分の30を超えるときは貸付できません。また他の金融機関からの借入金の返済を行うための貸付はできません。

6. 被災者の受入れについて

台風19号により被災された方を対象に、指定都市・市町村・都市職員共済組合の施設において宿泊室の提供を行っています。

対象施設については、下記ホームページでご確認ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページURL
<https://ssl.shichousonren.or.jp/pop/detail58>

- ◎宿泊料は無料です。食事代は実費でご負担いただきます。
- ◎運転免許証等の身分証により居住地を確認させていただきます。
- ◎避難指示(緊急)又は避難勧告が発令された地域における被災者全員が利用対象者です。組合員限定ではありません。
- ◎ご利用の際は、直接施設にお申し込みください。ただし、利用状況によっては、利用いただけない場合があります。

※被災された地域の都道府県及びそれに隣接する都道府県に所在する施設が対象となりますので、利用の際はご注意ください。

※宿泊施設無料提供の取扱いについては、現時点において終了日が明らかではありません。

終了日が明らかになったときは、共済組合のホームページに掲載してお知らせします。

お問い合わせ

災害見舞金に関すること 一部負担金について	医療福祉課	医療担当	TEL 026-217-5651
災害貸付に関すること	医療福祉課	福祉担当	TEL 026-217-5698
組合員証等について	資格管理課	審査担当	TEL 026-217-5669





大事な場面で緊張してしまう



会 議やスピーチの場面などで、不安のためにガチガチに緊張してしまい、しどろもどろになってしまった経験は誰でも一度はあるでしょう。堂々としている人と自分を比べ、うらやんだり惨めな気分になったりすることもあるかもしれません。

一瞬で緊張を吹き飛ばす、などという都合のよい方法は存在しませんが、事前に取り得る対策はあります。例えば、不安や緊張を感じたら、それは「準備するべし!」というサインだと前向きに受け止めて、今できる準備をしっかりすること。話す内容の詳細なメモをつくる。リハーサルを何度もする。誰かにチェックしてもらおう……。 「失敗したらどうしよう」と不安がるだけで終わらせず、失敗しないために今できることを考え、心に抱えた不安を原動力にパフォーマンスを上げるのです。特に、最初の部分だけでも繰り返し繰り返し練習することをおすすめします。出だしがスムーズになるだけでも、幾分緊張がほぐれるはずです。

陥りやすいのが、「失敗したらどうしよう」という不安が強過ぎて、悪い結果のシミュレーションに心が

傾いてしまうこと。「失敗して笑われる」「クビになってしまうかも……」など、不安を膨らませるだけで心がいっぱいになってしまうこともあるでしょう。もしもひたすら悪い結果の想像に終始している自分に気付いたら、今できることに集中するよう頭を切り替えて。不安がついているだけでは準備のための貴重な時間が減ってしまうだけでなく、自分で自分の心を萎縮させてしまうことにもなりかねません。

そもそも、不安は悪者とは言い切れません。不安があるからこそ、私たちは下調べをし、準備をし、いろいろなことに備えられるのです。本番で反省点があれば、自らを振り返り、そこから学び、成長することにもつながります。もしも不安が一切なければ、本来なら感じられる程よい緊張感やその後の達成感、成長などもなくなってしまうかもしれません。

不安があるからこそ、しっかりと準備ができ、結果につながる。そう心得て準備と成功体験を何度も繰り返ししていくうちに、次第に心が楽になってくることでしょう。



しもその そうた 1959年生まれ。防衛大学校卒業後、陸上自衛隊入隊。陸上自衛隊初の心理幹部となり、陸上自衛隊衛生学校メンタルヘルス教官としてメンタルヘルス、自殺防止、カウンセリングなどの教育に携わる。2015年退官。現在は惨事ストレスに対応するメンタルレスキューインストラクターとして活躍中。『自衛隊メンタル教官が教えてきた 自信がある人になるたった1つの方法』(朝日新聞出版)など著書多数。

随時改定について

みなさんの給与から控除される共済組合の掛金や保険料は、標準報酬の月額に掛金率・保険料率を乗じて算定されます。

この掛金等の基礎となる標準報酬月額は、原則として**定時決定**(※)により決定し、その年の9月から翌年の8月までの1年間適用されますが、昇給・昇格や異動等により、報酬の額が著しく変動したときは、実際に受けている報酬と標準報酬月額に隔たりが生じないように標準報酬月額の改定を行います。この改定を「随時改定」といいます。

随時改定によって決めなおされた標準報酬月額の適用期間は、通常、1月～6月に改定の場合はその年の8月まで、7月～12月に改定の場合は翌年の8月までとなります。

随時改定は、所属所からの報告により行われます。

※**定時決定**…毎年7月1日現在の組合員である方について、4月、5月、6月に受けた報酬の平均により、その年の9月以降の標準報酬月額を決定。



定時決定の詳細については、共済だより「2019年7月号」に掲載しています。

随時改定の要件

次の3つの全てに該当するときに行われます。

- ①昇給・降給などで固定的給与に変動があったとき、又は給与体系の変更があったとき。
- ②変動があった月から3か月の間に支払われた報酬(諸手当も含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に著しく変動(2等級以上の差)が生じたとき。
- ③3か月とも支払基礎日数が17日以上であるとき。

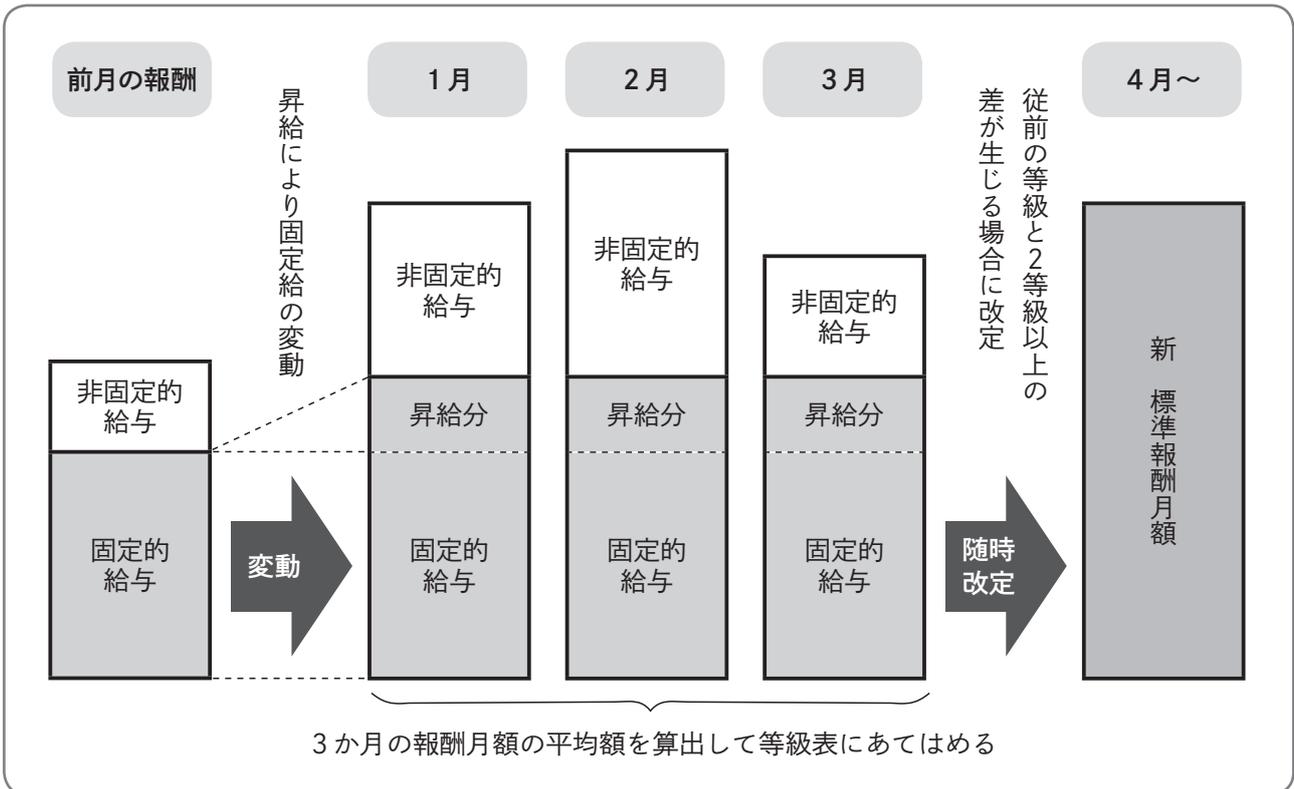
報酬の内訳

固定的給与の例 勤務実績に関係なく毎月支給額や支給率が決まっているもの	給料月額、扶養手当、通勤手当、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、地域手当など
非固定的給与の例 勤務実績に応じて変動するもの	時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、寒冷地手当など

※一般的な例であり、各地方公共団体の給与条例等に基づき判断する必要があります。

※災害派遣手当及び災害の際に通常的时间外勤務手当とは別に支給される時間外勤務手当については、原則、報酬に含めない取扱いとされています。

【例】1月に昇給し固定的給与に変動があり、2等級以上の差が生じる場合



◆報酬に著しい変動が生じても随時改定の対象外となる場合

固定的給与の変動がなく、非固定的給与の変動によって報酬に著しい変動が生じた場合には、随時改定の対象とはなりません。また、固定的給与が変動して報酬に著しい変動が生じた場合であっても、次のような場合には随時改定の対象とはなりません。

- ①固定的給与が上がっても非固定的給与が下がり、結果として報酬が著しく下がった場合
- ②固定的給与が下がっても非固定的給与が上がり、結果として報酬が著しく上がった場合

固定的給与の変動が条件になりますので、昇給・昇格による変動、地域手当や通勤手当の変動、扶養手当の増減が該当し、**時間外勤務手当などの勤務実績に応じた手当のみの変動の場合は該当しません。**

このような通常の算定方法とは別に「随時改定に係る年間平均による保険者算定」により行う方法もありますので、詳しくは次の記事をご参照ください。

〈参考〉給与改定が行われた場合の取り扱い

遡及して給与改定が行われた場合、その差額調整が行われた月を起算月として報酬月額を算定し、要件に該当する場合は、随時改定を行うこととなります。この場合の報酬月額には、起算月前の差額調整分を含まない額によります。

【例】 4月に遡及して給与改定が行われ、12月に差額調整が行われた場合、12月、1月、2月の3か月の報酬月額の平均額を算出して等級表に当てはめます。従前の等級と2等級以上の差が生じた場合、3月から標準報酬月額が改定されます。この場合、12月の報酬月額に11月以前の給与改定の差額は含みません。

随時改定に係る年間平均による保険者算定について

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、年間平均による保険者算定を行うことができます。

年間平均による保険者算定の対象

次の全てを満たした場合に、年間平均による保険者算定の対象となります。

(1) 次の①と②との間に2等級以上の差があること

① 変動月以後の継続した3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額

【例 R 2.1に固定的給与に変動があった場合】

R 2.1からR 2.3までの
固定的給与及び非固定的給与の平均額

固定的給与	R 2.1 (変動月)	R 2.2	R 2.3
非固定的給与	R 2.1	R 2.2	R 2.3

標準報酬等級表に当てはめる
⇒標準報酬月額

② 下記AとBの合計額から算出した標準報酬月額(年間平均額から算出した標準報酬月額)

A 変動月以後の継続した3か月の間に受けた固定的給与の月平均額

B 変動月前の継続した9か月と変動月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的給与の月平均額

A……R 2.1からR 2.3までの
固定的給与の平均額

非固定的給与									固定的給与		
H 31.4	R 1.5	R 1.6	R 1.7	R 1.8	R 1.9	R 1.10	R 1.11	R 1.12	R 2.1 (変動月)	R 2.2	R 2.3

B……H 31.4からR 2.3までの非固定的給与の平均額

AとBの合計額を、標準報酬等級表に当てはめる⇒標準報酬月額

(2) 上記(1)の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること

(3) 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差があること

留意事項

- ① 固定的給与が上がっている(下がっている)にもかかわらず、年間平均額から算出した標準報酬月額が現在の標準報酬月額の等級と同じ又は下回る(上回る)場合は、現在の標準報酬月額のままとする保険者算定となります。
- ② 単に固定的給与が大きく増減し、その結果(1)①と(1)②で2等級以上の差が生じる場合は、通常の随時改定の対象となります。

《 随時改定に係る年間平均による保険者算定の留意点 》

- 標準報酬の月額と比較において、支払基礎日数が17日未満である月があるときは、その月は除きます。
- 固定的給与変動月前の継続した9か月及び固定的給与変動月以後の継続した3か月の間に受けた報酬の月平均額を計算する際、休職者給与を受けていることにより、報酬の一部が支給されない日がある月は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除きます。
- 固定的給与変動月前の継続した9か月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の計算対象月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除きます。
- 固定的給与変動月前の継続した9か月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、固定的給与変動月から4か月目以降に支払われることとなった場合は、その本来支払うはずだった月を除きます(当該報酬の一部を本来支払うはずだった月の報酬に含めて算定に加えても差し支えありません)。
- 業務の性質上2等級以上の差が例年発生することが見込まれる場合に限られるので、「今年は特定の3か月に多忙な業務に従事していたが、来年は分からない。」というような場合は該当しません。
- 組合員の同意がない場合は、その同意がなかった組合員の標準報酬月額について、通常の報酬月額の算定方法に基づき標準報酬月額を決定します。

手続について

保険者算定を行う場合は、所属所からの「年間報酬の平均で算定することの申立書(随時改定用)」、「標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬の月額と比較及び組合員の同意等(随時改定用)」の提出が必要となります。事務手続等の詳細は勤務先(所属所)の共済組合担当課へご相談ください。

様式は共済組合ホームページの各種給付申請様式に掲載してあります。



標準報酬の月額は、掛金・保険料の算定に用いられる一方で、年金や傷病手当金など、組合員が受ける給付の額にも反映されます。

お問い合わせ

資格管理課 資格調定担当 TEL 026-217-5604



特定健康診査・特定保健指導の結果報告

平成30年度特定健康診査・特定保健指導の状況をお知らせします。

特定健康診査

受診率は平成29年度とくらべると、全体で1.8%上昇しました。

全体、組合員では、惜しくも目標実施率に達しませんでした。被扶養者の受診率の低迷が課題となっています。

平成30年度特定健康診査の受診状況

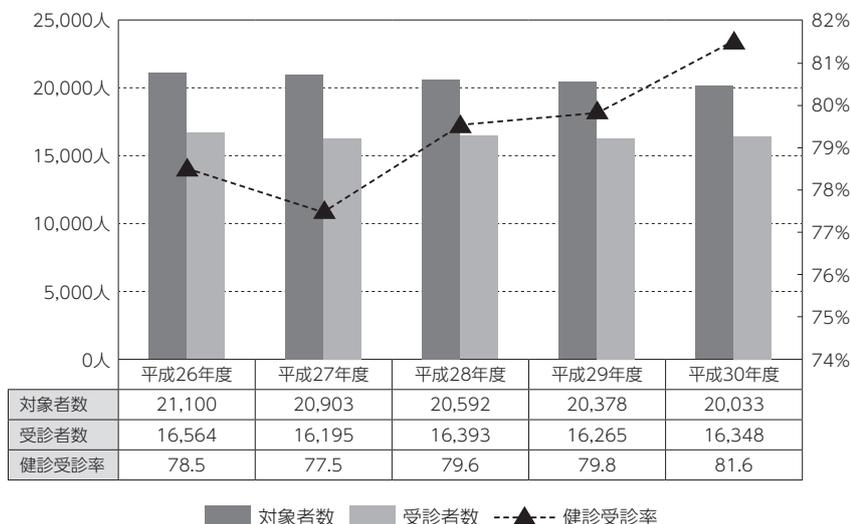
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	目標実施率 (%)	前年度との健診受診率の比較
組合員	16,009 (16,078)	14,553 (14,347)	90.9 (89.2)	91.0 (95.0)	組合員 …… 1.7% ↑
被扶養者等	4,024 (4,300)	1,795 (1,918)	44.6 (44.6)	48.5 (76.0)	被扶養者等 …… 0.0% →
全体	20,033 (20,378)	16,348 (16,265)	81.6 (79.8)	82.0 (90.0)	全体 …… 1.8% ↑

※表中()内は、前年度(平成29年度)の受診状況になります。

※被扶養者等には、任意継続組合員及びその被扶養者を含みます。

※平成29年度の目標実施率は第2期特定健康診査等実施計画、平成30年度は第3期実施計画により設定した率

過去5年の受診状況推移



特定健康診査は、受けられましたか？

特定健康診査とはメタボに着目した健康診断であり、生活習慣病の発症を早期に防ぐことを目的とし、40歳から74歳までのみなさんに受けていただくものです。

組合員の方は、所属所の定期健康診断を受け、結果を共済組合に提供することで、特定健康診査を受けたとみなされます。

被扶養者の方は、共済組合が発行した「受診券」で特定健康診査を無料で受けられます。「受診券」の有効期限は、令和2年3月31日(火)ですので、まだ受けていない方は早めに受診してください。

特定保健指導

平成29年度とくらべ動機付け支援、積極的支援ともに実施率は上昇しました。
動機付け支援では目標実施率に到達しましたが、積極的支援ではまだ開きがあります。

平成30年度特定保健指導の利用状況

動機付け支援

	対象者数 (人)	終了者数 (人)	終了者の割合 (%)	目標実施率 (%)	前年度との終了者割合の比較 実施率……終了者の割合	
組合員	1,182 (1,152)	254 (227)	21.5 (19.7)	20.0 (40.0)		組合員 …… 1.8% ↑
被扶養者等	94 (112)	12 (11)	12.8 (9.8)			被扶養者等 …… 3.0% ↑
全体	1,276 (1,264)	266 (238)	20.8 (18.8)			全体 …… 2.0% ↑

※表中()内は、平成29年度利用状況になります。
※被扶養者等には、任意継続組合員及びその被扶養者を含みます。
※平成29年度の目標実施率は第2期特定健康診査等実施計画、平成30年度は第3期実施計画により設定した率

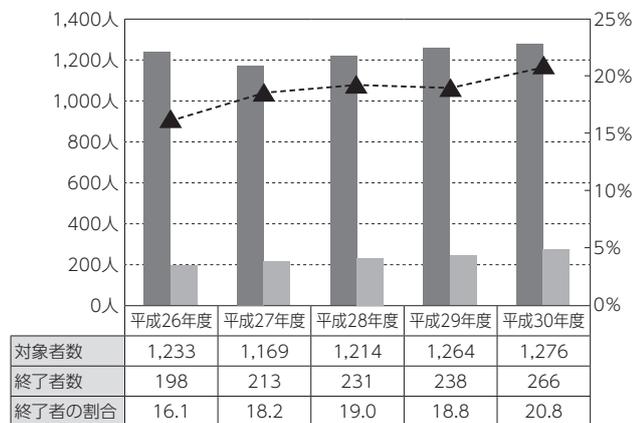
積極的支援

	対象者数 (人)	終了者数 (人)	終了者の割合 (%)	目標実施率 (%)	前年度との終了者割合の比較 実施率……終了者の割合	
組合員	1,496 (1,482)	239 (211)	16.0 (14.2)	20.0 (40.0)		組合員 …… 1.8% ↑
被扶養者等	45 (46)	7 (4)	15.6 (8.7)			被扶養者等 …… 6.9% ↑
全体	1,541 (1,528)	246 (215)	16.0 (14.1)			全体 …… 1.9% ↑

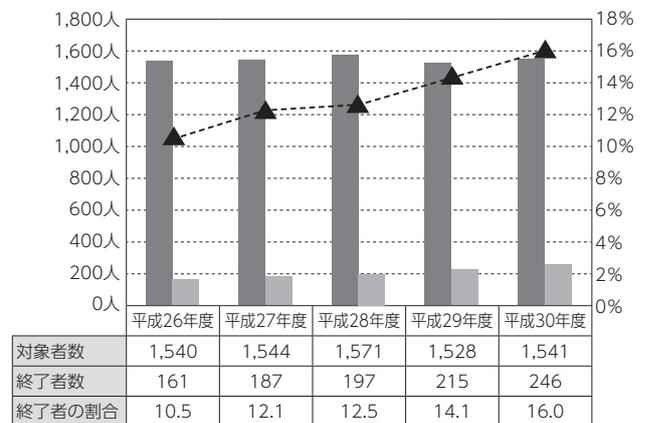
※表中()内は、平成29年度利用状況になります。
※被扶養者等には、任意継続組合員及びその被扶養者を含みます。
※平成29年度の目標実施率は第2期特定健康診査等実施計画、平成30年度は第3期実施計画により設定した率

過去5年の保健指導終了者の状況推移

動機付け支援



積極的支援



■ 対象者数 ■ 終了者数 --▲-- 終了者の割合

特定保健指導の対象となった方へ

特定健康診査を受診した結果、特定保健指導の該当となった方には、共済組合が保健指導の「利用券」を発行しています。保健指導は、医師や保健師、管理栄養士など専門家の指導が無料で受けられますので、ぜひ利用してください。生活習慣を改善し、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を防ぎましょう。

特定健康診査・ 特定保健指導を 受けないと…

自分の健康状態の確認や、健康を取り戻すための機会を逃すだけでなく、共済組合が負担している「後期高齢者支援金」^(注)にペナルティ(加算)が課せられます。

支援金が増えると共済組合の短期財政は圧迫されるため、みなさんの掛金(保険料)に影響が及ぶますので、積極的に受診、利用をしましょう。

(注)後期高齢者医療制度を支えるため、共済組合や健保組合が負担する費用

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698



style
No.08

人と自然が織りなす
長い歴史に育まれた美しい街

東御市

長野県東部にある東御市は、上田盆地の東側に位置し、中心部を千曲川が流れています。豊かな自然に恵まれ、江戸時代には宿場町としても栄え、今もその面影が残っています。そんな東御市の歴史・文化・レクリエーションなど、おすすめ観光スポットをご紹介します。

東御市データ(令和元年9月1日現在)

- 面積 112.37平方キロメートル
- 人口 30,129人
- 世帯数 12,117世帯

大自然の絶景が目の前に!

◎ 芸術むら公園

浅間山、蓼科山、北アルプスなどの四季折々の姿を映し出す明神池を中心とした芸術むら公園。宿泊施設も併設されているので、ゆったりとくつろぎながら自然の美しさを満喫できます。園内には、東御市出身の造形家・保科豊巳氏が制作した「結いの高欄道」や御影石で作られたダイナミックな「石のパーゴラ」など見所たくさん。

電 0268-67-0001 (明神館) 住 長野県東御市八重原1806番地1
料 コテージ、バーベキューハウス、キャンプ場、マレットゴルフなどは有料



わたしの町の 信濃めしなの めたうまい!!

OH!LA!HO BEER



1996年、東御市に誕生した地ビール。国際ビール大賞など数々の賞を受賞し、やさしい香りと柔らかな味わいが特徴。

地ビールカレー



オラホビールと特産の「巨峰果汁」を使ったカレー。カレーの辛味に、巨峰と玉ねぎの甘味とビールのほのかな苦味がマッチ。

くるみゆべし



くるみの生産量日本一の東御のくるみがたっぷり詰まった銘菓です。もっちりとしたゆべしと香ばしいくるみが人気。

東御ワインについて学びながら味わおう

◎ ワイン&ビアミュージアム

2019年4月、「飲む」「観る」「楽しむ」というコンセプトのもと、千曲川ワインバレーの中核都市である東御市にオープン。コンシェルジュのアドバイスを聞きながら試飲したり、東御ワインの歴史を学んだりできます。



電 0268-75-0885 住 長野県東御市和3875番地
時 10:00～18:00 休 毎週水曜日

観光がてらに立ち寄ってみよう

◎ 道の駅 雷電くるみの里

江戸時代の名力士「雷電為右衛門」の故郷であり、また「信濃くるみ」の名産地であることから、「雷電くるみの里」と名づけられました。特産品のくるみを使ったメニューやお土産が充実しています。



電 0268-63-0963 住 長野県東御市滋野乙4524番地1
時 7:00～19:00 休 年中無休(12月メンテナンスのため、1日間臨時休業あり)

東御市
ピックアップ

古き良き 日本を体感しよう 「海野宿ひな祭り」

毎年2月末頃から約1か月の間、街道沿いの家の軒先にひな人形が飾られます。格子戸の奥に見える可愛いひな人形からは、そこはかとなく懐かしさを感じられます。

夜はライトアップされて、
幻想的な雰囲気!



Nagano style × インタビュー

「東御市の魅力 この人に聞きました」

懐かしさを感じられる
民泊施設で、素敵な
時間を過ごして
みてください!

東御市役所
商工観光課
藤澤 亜希さん



人と自然の交流、東御市のあたたかさに触れる

私がおすすめる東御市のスポットは、「民泊施設」です。平成30年6月の民泊新法施行以降、東御市では4軒の民泊施設がオープンしました。農作業を手伝ったり収穫した野菜で夕食をつくったり、、、まるで東御で暮らしているかのように滞在できることが、東御の民泊の魅力です。また、どの施設のオーナーさんも気さくで、思わず「ただいま!」と言いたくなるような、素朴であたたかい時間を過ごすことができます。



風情ある町並みを
散策しよう!



歴史情緒あふれる宿場町

◎ 海野宿

北国街道信濃12宿の主要な宿場の一つだった海野宿は、国の重要伝統的建造物群保存地区にも選定されています。海野格子、うだつ、用水堰など、江戸時代の旅籠屋造りの建物や、明治以降の堅牢な蚕室造りの建物が調和した歴史と文化を感じさせる家並みが残っています。

電 0268-62-1111 (東御市役所商工観光課)
住 長野県東御市本海野1052周辺

令和2年4月から被扶養者における海外居住者の 認定要件が一部改正されます。

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)により地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第125号)が改正され、令和2年4月1日を施行日として被扶養者の要件に国内居住要件及び海外居住要件が追加されます。

具体的には、右表のとおり取り扱うことになります。被扶養者として認定されている海外居住の方がいる場合は、右表の要件をご確認の上、被扶養者の要件に該当しない方は、令和2年4月1日で被扶養者の取消しの申告をお願いします。

なお、被扶養者での海外居住者に関する調査を予定しておりますので、あらかじめご了解をお願いします。

また、右表に関わらず、被扶養者の要件を欠いた場合は、取消しの申告をお願いします。

被扶養者における国内居住要件・
海外居住要件の改正追加分 (令和2年4月1日施行)

国内居住要件	被扶養者に該当しない者	① 日本の国籍を有しない者であって、「医療滞在ビザ」で来日した者 ② 日本の国籍を有しない者であって、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者
海外居住要件	日本国内に生活の基礎があると認められるものとして被扶養者に該当するもの	① 外国において留学をする学生 ② 外国に赴任する組合員に同行する者 ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 ④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められるもの ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

被扶養者の異動申告等について

被扶養者の認定を受けようとする方は、認定事由発生日から30日以内に、勤務先(所属所)の共済組合担当課へ「被扶養者申告書」を提出してください。

また、被扶養者の認定基準に該当しなくなった時は早めに共済組合担当課に連絡してください。

被扶養者の収入基準額 年額130万円(月額108,334円)未満。ただし、障害給付の年金受給者又は60歳以上の公的年金等受給者は年額180万円(月額150,000円)未満。 ※遺族、障害の年金も収入額に含まれます。

【認定基準に該当しなくなる主な事例】

- 被扶養者が就職等により健康保険等の被保険者又は組合員となったとき。
- 被扶養者の恒常的な収入(年金、給与、賃金、事業、利子、配当等全ての収入が対象)が130万円(又は180万円)以上となったとき。
- 被扶養者の給与の月収が108,334円(130万円÷12月)以上となったとき。臨時及びパート等で月の収入が一定していない被扶養者は、3か月の平均給与が108,334円以上となったとき。
- ※日頃から被扶養者の月収が108,334円以上とならないようご注意ください。
- 被扶養者が180万円以上の年金を受給するようになった、又は受給している年金が増額され、180万円以上となったとき。
- 収入基準額が180万円未満に該当する方については、年金と給与を合算した月収が15万円(180万円÷12月)以上となったとき。臨時及びパート等で月の収入が一定していない被扶養者は、3か月の平均給与が15万円以上となったとき。
- 退職等により認定された被扶養者が、その後、雇用保険の失業等給付である基本手当の日額が3,612円以上の給付を受けることとなったとき。
- 被扶養者が他の方の被扶養者となったとき。
- 同居要件の被扶養者(義父母、配偶者の子(組合員と養子縁組していない子)、甥姪、伯叔父母等)と別居することとなったとき。
- 被扶養者と組合員本人が離婚又は離縁したとき。
- 被扶養者が死亡したとき。
- 被扶養者が後期高齢者医療広域連合の障害の認定を受けたとき。

被扶養者の取消申告が遅れた場合

被扶養者の資格をさかのぼって取り消すことになります。

もし、取消日以降に共済組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診していた場合には、共済組合で負担した金額を全額返還していただきます。(総医療費の7割分、高額療養費など)

このような事態を避けるためにも、日頃から被扶養者の収入等の把握について十分にご注意ください。

Point

収入には所得税法に基づく非課税所得とされている障害及び遺族の年金や、通勤手当非課税部分も含まれます。また、1年間に支給された賞与については、12等分して各月の給与額に加算した額を月額にみなします。

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

貸付事業のご案内

入学貸付・修学貸付

組合員のお子さまや組合員ご本人等の入学や修学に必要な資金の貸付として、「入学貸付」と「修学貸付」があります。

入学金・学費等の借入れをお考えの方は、是非ご利用ください。



	入学貸付	修学貸付
貸付対象となる費用	入学金、授業料等の納入費用及びアパート等の賃貸料等	授業料等の納入費用及びアパート等の賃貸料等 ★入学貸付と合わせて借入れる場合は、入学貸付にかかる費用以外の費用が対象となります。
貸付限度額	入学の対象者ごとに、組合員の給料の6月分に相当する金額まで。 ★当該金額が200万円を超えるときは200万円までとなります。	修学の対象者ごとに、修学月数1月につき15万円まで。 ★年度途中で借入れる場合は、その年度の残月数×15万円までとなります。 (参考) 3月、4月貸付の場合、180万円まで 5月貸付の場合、165万円まで 6月貸付の場合、150万円まで
貸付利率	年1.26%(変動)(令和2年1月1日現在)	
償還方法	貸付月の翌月の給与から天引きします。 ★修学貸付の場合、修学中は利息のみを支払うこととなりますが、申出により修学中から償還を始めることができます。	
申込み手続	貸付希望月の前月末日までに申込みしてください。 ■申込み書類 ① 貸付申込書(共済組合担当課に用意してあります。) ② 印鑑登録証明書 ③ 子どもが被扶養者でない場合は、組合員との続柄を証する書類 ④ 金融機関等からの借入がある場合は、借入状況、償還額等が確認できる書類(償還表、融資決定通知書等) ⑤ 入学、修学の借入れ資金にかかる費用の確認できる書類 (入学金、授業料等の納入費用の記載のある案内書等の書類、アパート等の賃貸契約書等) ⑥ その他 入学貸付→合格通知書又は入学許可書の写し 修学貸付→在学証明書(入学前の申込みの場合は、合格通知書又は入学許可書の写しを添付いただき、入学後に在学証明書を提出してください。) ★海外留学の場合は、当該外国の教育機関の証明書(国内の学校長が特別に留学を認めた場合は、当該学校長の証明書)が必要です。	

*その他詳細については、共済組合担当課又は共済組合医療福祉課福祉担当までお問い合わせください。

自動車の購入や住宅の新築・リフォームなどにも 共済組合の貸付をご利用ください!!

① 貸付申込み時期

借入れ希望月の前月末日までに貸付の申込みをしてください。

貸付日が代金等の支払期日(納期)以前であれば、いつでも申込みができます。

② 今後の貸付スケジュール

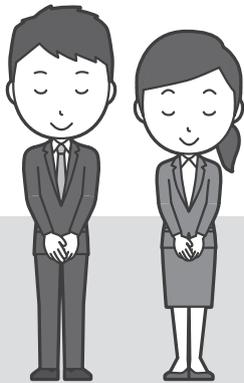
貸付月	貸付日(送金日)	申込締切日
令和2年 2月	28日(金)	令和2年 1月31日(金)
令和2年 3月	30日(月)	令和2年 2月28日(金)
令和2年 4月	30日(木)	令和2年 3月31日(火)



お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

退職による遺族年金補完事業(ライフサポート年金) 脱退後に加わることができる 「一時払退職後終身プラン」の取扱休止について



遺族年金補完事業の受託保険会社である明治安田生命保険相互会社が、昨今の金利状況等の諸般の事情により、一時払退職後終身保険の販売を休止するため、令和2年1月2日契約日分から「一時払退職後終身プラン」の取扱が休止となります。

お問い合わせ
窓口

明治安田生命保険相互会社
公法人第四部 法人営業第二部 TEL 03-5289-7590

経過的長期給付(旧3階部分)に係る現況及び 収支見通しを作成し、総務大臣に報告しました。

厚生労働省が令和元年財政検証結果を公表したことを受け、総務省より、令和元年財政検証における経済前提ケースI~Vを前提とした「経過的長期給付に係る現況及び収支見通し」を作成する旨の通知が発出されました。地方公務員共済組合連合会では、この通知に沿って「経過的長期給付に係る現況及び収支見通し」を作成し、総務大臣に報告しました。

この報告内容を当連合会のホームページに掲載しましたので、是非ご覧ください。

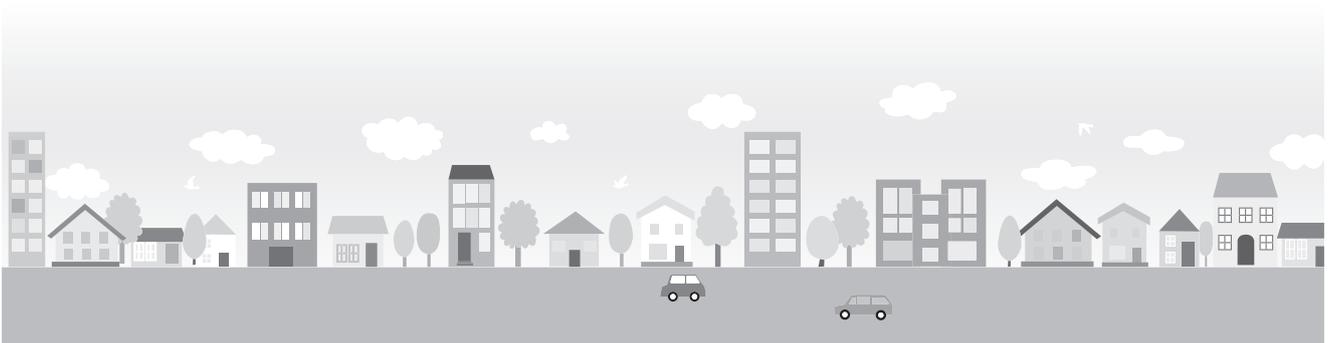
<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)
トップページの「一元化・制度改正関係」からご覧いただけます。



地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会



令和元年度医療費通知の実施 ～令和2年1月中旬に発送します～

共済組合は、組合員及び被扶養者に医療費の状況について理解と認識を深めていただくため、医療費通知を実施しております。

また、税制改正等により所得税等の医療費控除の申告手続きが、従来の医療費の領収書の添付等に代わり、「医療費控除の明細書」を添付する方式に改められました。これに伴い、「医療費控除の明細書」として、共済組合が発行する医療費通知が活用できます。



◆医療費通知について

- 通知発行年月……………令和2年1月(中旬)
- 通知対象診療月………平成31年1月～
令和元年10月診療分

※みなさんのお手元に令和2年1月末までに届くように作業をするため、令和元年10月診療分までとさせていただきます。

◆医療費通知を医療費控除の申告手続きに活用する際の留意事項

- 医療費通知を医療費控除の明細書として添付する場合は、原本を添付してください。
- 令和元年11月、12月診療分は、医療機関等が発行した領収書に基づき、申告者が医療費控除の明細書を作成して確定申告書に添付してください。

- 市販薬の購入費用や自費診療分の医療費は医療費通知に反映されません。
- 公費負担医療、自治体単独医療費助成など、医療費通知に反映されないものがある場合は、ご自身で実際に負担した額に訂正してください。
- 医療機関等の名称の欄が空白の場合は、領収書に基づき補完記入してください。
- 医療機関窓口で支払う自己負担額の端数処理と医療費通知に記載する医療費の端数処理の方法は異なりますが、税務当局と調整済みですので、訂正は不要です。

その他不明な場合は、国税庁ホームページでご確認いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

◆その他

医療費通知は、医療機関等からの診療報酬明細書(レセプト)等をもとに世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知に記載されます。被扶養者の方にもこの通知の実施をお伝えいただき、差し支えがある場合はお申し出ください。特段不要である旨等の意思表示がない場合には、同意いただいたものとして、通知させていただきます。

なお、医療費通知の再交付はできません。

ただし、平成30年分については、修正申告等を行うため、必要となる場合には、再交付することができます。

お問い合わせ 医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

ジェネリック医薬品切替差額通知の実施 ～令和2年2月中旬に送付予定です～

送付
対象者

慢性疾患(高血圧、糖尿病、脂質異常症や花粉症など)で薬を服用している組合員及びその被扶養者で、差額の幅が最も大きいジェネリック医薬品に切り替えた場合、削減可能合計額が300円以上見込まれる方。



みなさんの窓口での自己負担額を軽減し、医療費の増加を抑制する対策の一つとしてジェネリック医薬品の使用促進を進めています。

差額通知を参考にジェネリック医薬品への切替えをご検討くださるようお願いいたします。

なお、この差額通知は、組合員のみなさんの選択肢の一つとしてご提案するもので、必ずジェネリック医薬品に切り替えなければならないものではありません。詳しくは医師・薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ 医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

ライフサポート年金配当金のお知らせ

ライフサポート年金は、毎年保険期間ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、加入者へ配当金として還付しています。(期間途中で退職等により脱退した場合も、加入していた保険期間ごとに収支計算を行います。)

平成30年度(保険期間:平成30年10月1日～令和元年9月30日)の配当率、配当金支払予定日は次のとおりです。

◎配当率

ライフサポート年金	配当率
組合員コース・配偶者コース	52.894%
組合員コース初回上乘年金・遺児育英年金コース	76.784%

◎支払予定日 令和2年1月10日(金)

- 共済組合に届出いただいた口座へ送金します。
- 配当金額は、11月上旬送付の「配当金お支払明細」によりご確認ください。

◎平成30年度 ライフサポート年金保険金(死亡・高度障害保険金)支払状況

ライフサポート年金	支払件数	支払年金原資
組合員コース・配偶者コース	10件	80,490,000円
組合員コース初回上乘年金・遺児育英年金コース	7件	2,100,000円

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

令和元年度 健康講座・ココロとカラダの元気セミナー開催報告 ～メンタルヘルス研修会を開催しました～

9月30日に伊那会場で24名の方にご参加いただき、管理監督者向けのメンタルヘルス研修会を開催しました。講師は、株式会社カイトックから皆川 芳弘氏、樋口 恵子氏をお招きし、ご講演をいただきました。

①「職場における禁煙対策研修」

～ここまで進んだ! 禁煙サポート最新情報～

健康増進法の一部改正に伴い、受動喫煙防止対策等の取組みが、全面施行され、喫煙に対する規制が厳しくなる中、喫煙者に対して無理のない禁煙についてご講演いただきました。喫煙者もタバコの被害者であることを前提に、管理者が果たす役割について再確認する良い機会となりました。



②「管理職のためのメンタルヘルス研修」

～元気な組織づくりを目指して～

管理職として必要な基本知識の習得や組織に不調者を出さないための組織の元気力を上げるポイントについてご講演いただきました。各職場の持つ課題や強みを把握し、より効果的な職場環境改善の方法を習得する有意義なセミナーとなりました。



これら講座が組合員のみなさんにとって、よりよい毎日を過ごしていただけることに役立てていただければ幸いです。今後も、在職中又は退職後において、充実した有意義な生活を実現できるよう各種健康講座を開催する予定としておりますので、是非多くの方にご参加いただきますようお願いいたします。

*退職準備型ライフプランセミナーの開催中止について

ライフプランセミナーの開催(10月15日)を計画し、37名の組合員とその家族の方々から参加応募をいただきましたが、令和元年台風第19号による水害等が発生したため、セミナーの開催を中止しました。

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

頭の体操をしましょう!

図書カード

ご応募いただいた正解者の中から抽選で5名の方に記念品を進呈します。



ナンバークロスワードパズル

同じ番号のマスに同じ文字を入れてクロスワードを完成させてください。

すでに盤面に現れている文字をヒントに解いていきます。

解答欄の数字に対応する文字を入れて、答えを記入してください。

対応表

1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25		

答え

7	8	6	19	9	10	18	16	4
12	14	5						

1	1	2	3	1		4	5	5
4	6	7	8		9	10		11
12		13	14	15	9		2	
	16	17	8		14	16	18	19
20	20	13		21	21		14	6
18	22		17	22		3	22	
6		23	10		7	9		12
	1	4	11	24		19	11	6
24	15		4	23	9		25	25

応募について

ハガキ又はEメールでご応募ください。

応募資格:組合員の方(おひとり様1通まで)

Eメール soumu@nagano-kyosai.jp

応募締切 1月23日(木)当日消印有効

解答は次号「共済だよりE-Life5月号」に掲載いたします。

なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後の事業及び広報活動の参考とさせていただきます。

抽選の結果は記念品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

① 解答

② 氏名

③ 所属所(勤務先)

④ 組合員証記号番号

⑤ 共済だより1月号のご感想・ご意見やご要望など

郵便はがき

380-8586

長野市権堂町2201番地
権堂イーストプラザND
長野県市町村職員共済組合
総務課

10月号の解答

1	オ	ウ	2	ホ	3	ウ	4	エ	ン	5	マ
ン		6	イ	ソ	7	ツ	ブ				グ
8	レ	9	イ	ク		10	ウ	ロ	11	ウ	ロ
12	イ	シ		13	シ	ハ	ン	14	キ		
	14	15	ク	イ	ン		16	ア	17	サ	
18	ホ		ウ	ク		20	ヤ	シ	19	ロ	
21	コ	ウ	カ		22	ノ	リ			マ	
リ		23	イ	ン	ド		24	カ		コ	

前回の解答

A	B	C	D	E	F	G	H
カ	ン	コ	ウ	レ	ツ	シ	ヤ

72名の方にご応募いただき、ありがとうございました。

正解者72名のうち、5名の方に記念品をお送りいたしました。

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただきました個人情報は厳重に保護・管理し、記念品の抽選及び発送として活用する目的以外に使用することはありません。



平日限定

Weekdays Only

組合員の皆様

季節ごとの味を
愉しむ
創作懐石料理で
華やかな
ひとときを

15名様
より

秋から春の ぬくもり

プラン

同級会・兄弟会・お祝い・ご法事などにおすすめてです。
ご予約に際しますとのお気軽にご相談ください。



諏訪湖を
一望しながら
源泉かけ流し
温泉が
楽しめる

団体様に大好評!! お得な飲み放題120分 日帰り宴会

お1人様

6,600円 (税込)

飲み放題に含まれるお飲物: 日本酒(燗酒)・ビール(瓶)・サワー系ドリンク・ソフトドリンク・焼酎

※お料理の写真はイメージです。※季節によりメニューは変更いたします。

お泊まり宴会は おまかせ和室 宿泊プラン

お一人様
1泊2食付

8,800円 (税込) ~

二次会のおつまみ
(乾物系)セットを
進呈いたします!

飲み放題ご希望の場合、**プラス** お一人様2,200円(税込) までご利用いただけます

※価格は、契約施設利用助成券(2,500円)をご使用後の金額です。

平日限定ぬくもりプランは ■ の日が対象となります

2019年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

2019年12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2020年1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4		
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2020年2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

2020年3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2020年4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

信州 上諏訪温泉



ご予約・お問い合わせ

TEL.0266-53-6611

〒392-0027 長野県諏訪市湖岸通り1-13-8 www.kosensou.com



マイクロバス送迎

15名様以上でご予約の場合は、
マイクロバスにて送迎いたします。
詳細はお問い合わせください。

共済だより

E-Life

2020年1月発行
No.495

編集・発行/長野県市町村職員共済組合
長野市権堂町2201番地 権堂イーストプラザND

TEL.026-217-5600/FAX.026-217-5736